

活況を見せる中国の共有経済市場 ～2016年の取引規模は3.4兆元に

中国投資銀行部
中国調査室

メインピックス2

活況を見せる中国の共有経済市場～2016年の取引規模は3.4兆元に.....2

- ▶ 自動車の相乗りや旅先での民泊に加え、好きな場所に乗り捨てできる自転車も2016年下半期から人気を呼んでおり、共有経済(シェアリングエコノミー)は中国経済や住民生活に大きな変化をもたらし、最も活発なイノベーション分野になりつつある。2016年に共有経済が初めて政府活動報告に盛り込まれたのに続き、2017年の政府活動報告でも再び言及され、「共有経済の発展をサポート・リードし、社会資源の利用効率を向上し、人々の生活を便利にする。イノベーションの奨励、「包摂・慎重」の原則に基づいて、新興産業の監督管理規則を策定する」ことを強調した。
- ▶ 国家情報センターと中国インターネット協会は2月28日、「中国共有経済発展報告2017」を発表し、2016年の中国共有経済発展の現状、問題および発展方向について分析した。本レポートで言う「共有経済」とは、インターネットなどの現代情報技術によって、使用权の共有を特徴として、分散化している大量の資源を再配置し、多様なニーズを満たす経済活動を指す。共有経済は情報技術革命が一定の段階まで発展してから出現した新たな経済モデルであり、需要と供給をつなぐ効率的な資源配置方式であり、情報社会の発展に適した新たな消費理念である。

君合の中国法コラム8

上海市による多国籍企業の地域本部設立奨励に関する規定の改訂8

- ▶ 上海市人民政府は2017年1月27日付で、「上海市による多国籍企業の地域本部設立奨励に関する規定」(滬府発[2017]9号、以下「2017年版規定」という)を公布した。2017年版規定は2月1日より施行され、有効期限は5年間としている。2017年版規定は2011年の「上海市による多国籍企業の地域本部設立奨励に関する規定」(以下「2011年版規定」という)を改訂したもので、企業本部の経済発展環境の改善を図っている。本稿では、改訂の主要ポイント及び企業へのインパクトにつき解説する。
- ▶ 2017年版規定は上海市政府が「国務院の対外開放を拡大し、積極的に外資を利用する措置に関する通知」(国発[2017]5号)を徹底するための重要な規定である。なお、2017年版規定の実施により、2011年版規定の優遇政策に関する細則(例えば2012年の『「多国籍企業による地域本部設立を奨励することに関する規定」の実施意見』)も同時に廃止されたため、今後2017年版規定の優遇政策に関する細則の公布が待たれる。

BTMUの中国調査レポート(2017年3月)10

メインピックス

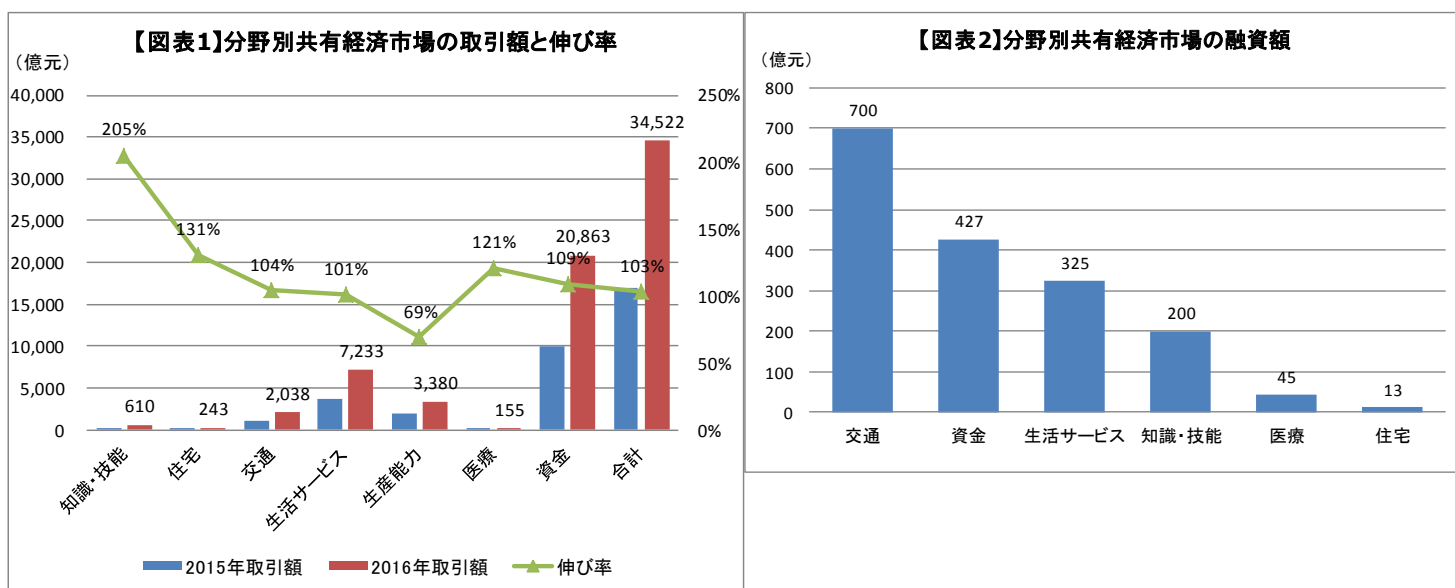
活況を見せる中国の共有経済市場～2016年の取引規模は3.4兆元に

自動車の相乗りや旅先での民泊に加え、好きな場所に乗り捨てできる自転車も2016年下半年から人気を呼んでおり、共有経済(シェアリングエコノミー)は中国経済や住民生活に大きな変化をもたらし、最も活発なイノベーション分野になりつつある。2016年に共有経済が初めて政府活動報告に盛り込まれたのに続き、2017年の政府活動報告でも再び言及され、「共有経済の発展をサポート・リードし、社会資源の利用効率を向上し、人々の生活を便利にする。イノベーションの奨励、「包摂・慎重」の原則に基づいて、新興産業の監督管理規則を策定する」ことを強調した。

国家情報センターと中国インターネット協会は2月28日、「中国共有経済発展報告2017」¹を発表し、2016年の中国共有経済発展の現状、問題および発展方向について分析した。本レポートで言う「共有経済」とは、インターネットなどの現代情報技術によって、使用权の共有を特徴として、分散化している大量の資源を再配置し、多様なニーズを満たす経済活動を指す。共有経済は情報技術革命が一定の段階まで発展してから出現した新たな経済モデルであり、供給と需要をつなぐ効率的な資源配置方式であり、情報社会の発展に適した新たな消費理念である。

*以下全ての図表は、「中国共有経済発展報告2017」のデータを基に作成した。

I. 2016年における共有経済の発展状況



2016年、中国の共有経済は引き続き急速な発展を保ち、経済発展の新たな原動力の育成、イノベーションの牽引、就業の促進に対して重要な役割を果たしており、共有経済の競争体制、業界注目点、政策環境、企業管理などにおいて大きな変化が現れてきた。

市場規模の急拡大

2016年における中国の共有経済市場の取引額は前年比103%増の3兆4,520億元となり、うち生活サービス、生産能力、交通、知識・技能、住宅、医療など重点分野における共有経済の取引額は同96%増の1兆

¹ 「中国共有経済発展報告2016」については、当行経済週報第302号「中国共有経済市場の実態と展望～経済成長の新たなエンジンに」をご参照ください。 https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info001/info001_20160518_001.pdf

3,660億元、資金共有分野の取引額は同110%増の2兆860億元(そのうち、P2Pネット貸貸市場規模2兆640億元、ネットクラウドファンディング市場規模220億元)となった(図表1)。

2016年に共有経済が急成長した背景には、利用者の受容度と参加率の向上、技術とビジネスモデルの成熟のほか、資本市場によるサポートも原因の一つであると思われる。インターネット業界に対する投融資が鈍化する一方で、共有経済企業の投融資規模は大幅な増加を継続しており、2016年の共有経済の融資規模は前年比130%増の1,710億元となり、このうち交通、生活サービス、知識・技能分野における共有経済の融資規模はそれぞれ同124%増の700億元、110%増の325億元、173%増の200億元となった(図表2)。

政策による支援

2016年に打ち出された一連の国家政策は共有経済の発展を奨励することに言及しており、共有経済の発展に対して政策的な支援が与えられた(図表3)。

【図表3】2016年に打ち出された共有経済発展に対する奨励策

発表日	文書名	内容
3月	「2016年政府活動報告」	共有経済の発展を支援し、資源利用効率を向上し、より多くの人が参加することで、人々が豊かになるようにする。新技術、新産業、新業態の成長を推進し、体制革新によって共有経済の発展を促進する
3月	「グリーン消費を促進する指導意見」	共有経済の発展を支援し、個人の遊休資産の有効利用を奨励し、インターネット配車、マイカーレンタル、民泊、中古品交換利用などの業種を発展させ、監督管理方式を革新し、信用体系を整備する
4月	「『インターネット+流通』行動計画の実施に関する意見」	共有経済新モデルの発展を奨励し…(中略)…市場主体の創業創新活力を喚起し、企業がインターネットプラットフォームによる社会遊休資産配置の最適化を奨励し、製品やサービス消費の分野を拡大し、弾力的な社会就業を拡大する
5月	「製造業とインターネットの融合発展を深化することに関する指導意見」	中小企業の製造資源とインターネットプラットフォームの連結を推進し、オンラインにおける製造能力の公表や協働、取引を実現し、製造段階向けの共有経済を積極的に発展し、企業の限界を突破し、技術、設備とサービスを共有する
7月	「国家情報化発展戦略綱要」	共有経済を発展し、ネットワーク化された協同革新体系を確立する
8月	「『インターネット+』交通を推進し、スマート交通の発展を促進する実施案」	「インターネット+」交通の新業態を発展し、規模化、ネットワーク化、ブランド化を徐々に実現し、「大衆創業、万衆創新」を推進する

前述のとおり、2016年3月、共有経済は初めて政府活動報告に盛り込まれ、「共有経済の発展を支援し、資源利用効率を向上し、より多くの人が参加することで、人々が豊かになるようにする。新技術、新産業、新業態の成長を推進し、体制革新によって共有経済の発展を促進する」ことが明らかにされた。その後発表された「国民経済・社会発展の第13次5ヶ年計画(2016年～2020年)」では、「『インターネット+』新業態の革新を促進し、資源開放・共有プラットフォームの構築を奨励し、国家情報経済試行モデル区の設立を模索し、共有経済を積極的に発展させる」ことに言及した。2016年7月、「国家情報化発展戦略綱要」が公布され、「共有経済を発展させ、ネットワーク化された協同革新体系を確立する」ことが強調され、共有経済は国家情報化発展戦略におけるひとつの重要な構成部分となった。

また、消費、物流、交通、製造業など関連分野において打ち出された政策文書には、共有経済の発展を奨励することが示されており、共有経済の広範囲への拡大、高レベルでの発展、より多くの人々の参加に良好な環境を作り上げた。一部の地方も共有経済の発展を奨励する特別文書を打ち出しており、たとえば、重慶市は「共有経済の育成・発展に関する意見」を打ち出した。

就業の促進

共有経済の急成長は伝統的な就業モデルを変え、大量の弾力的な就業機会を創出したことから、人々は自分の趣味、技能、時間およびその他の資源・要素に従って、共有経済活動に参加し、自己雇用型労働者とい

う形でフレキシブルに就業することができる。調査と試算データによると、共有経済の「就業増加弾力性係数」²⁾は伝統的な産業部門よりはるかに高い。

2016年、中国で共有経済活動に参加する人数は6億人以上と前年比で1億人増加し、サービスの提供側に参加する人は約6,000万人と同1,000万人増加し、そのうちプラットフォーム型企業における従業員数は約585万人と同85万人増加した(図表4)。

分野	参加者数	サービス提供者数	うちプラットフォーム従業員数
生活サービス	5.2億	2,000万	314万
生産能力	900万	500万	151万
交通	3.3億	1,855万	12万
知識・技能	3億	2,500万	2万
住宅	3,500万	200万	2万
医療	2億	256万	5万

分野別にみると、交通、住宅、生活サービスなどにおいて、共有経済の就業に対する寄与率が高い。中国の配車サービス最大手「滴滴出行」が発表したレポートによると、2016年、「滴滴出行」プラットフォームが提供した就業機会は1,750万件、このうち、全体の14%を占める238.4万人は過剰生産能力削減業界から転出した者であり、全体の5%を占める87.5万人は退役または「転業軍人」³⁾であり、207.2万人の運転者に対し1人当たり毎日160元以上の収入を提供した。住宅分野において、民泊仲介サイト「小猪短租」、「途家網」、「住百家」など大手プラットフォームが提供した就業者数も200万人を超える見込みである。また、生活サービス分野において、フードデリバリー大手のプラットフォームに登録した配達員は100万人を超えている。

「双创」の促進

共有経済の発展により、生産要素の社会的使用は便利になり、企業と個人は需要に応じて設備、工場、資金、人員およびその他の遊休状態にある生産資源を利用できるようになり、より広範囲における生産要素や生産条件の最適な組み合わせが実現し、イノベーション・創業のハードルやコストを下げ、成長のスピードを速め、市民の参加率が向上した。実施状況からみると、「大衆創業、万衆創新(大衆の創業、万人のイノベーション、以下「双创」と略称する)」が最も活発に行われている分野はおおよそ共有経済の性質を有している。

近年出現した「科学技術イノベーション型ユニコーン企業」⁴⁾のうち、共有経済型企業は全体の3分の1以上を占めている。スタートアップ企業データベースのCB Insightsが発表したデータによると、2017年2月17日時点、全世界におけるユニコーン企業は186社、うち中国企業は全体の22.6%を占める42社あり、典型的な共有経済の属性を有する企業は15社で、中国のユニコーン企業全体の35.7%を占めている(図表5)。

【図表5】グローバルユニコーン企業リストの中の中国共有経済企業

企業	評価額(億ドル)	業界
滴滴出行	338	交通
陸金所	185	フィンテック
新美大	180	電子商取引
饿了么	45	電子商取引
中商惠民	20	電子商取引
微影時代	20	文化メディア
挂号網	15	医療
優客工場	10	不動産
貨車帮	10	サプライチェーン・物流
途家網	10	電子商取引
新達達	10	物流・電子商取引
融360	10	フィンテック
魔方公寓	10	住宅賃貸
瓜子	10	電子商取引
知乎	10	インターネットソフトサービス

共有経済の発展は、「1社単独によるイノベーション・創業」から「共有・協同式のイノベーション・創業」への転換を推進し、共有経済に参加する創業者は「衆創空間」⁵⁾を通じてオンラインとオフラインの資源をリンクさせ、効率を大きく向上させた。「双创」をリードする媒介者として、各種の「衆創空間」は知識共有分野の重要な構

²⁾「就業増加弾力性係数」とは、GDP成長率に対する就業人数の伸び率であり、1%のGDP経済成長がどの程度の雇用増加をもたらすかを示す指標である。係数が大きければ大きいほど、雇用吸収力が高い。

³⁾「転業軍人」とは、人民解放軍の中級以上の士官と軍官を地方政府などへ配置転換させる制度を指す。

⁴⁾「ユニコーン企業」とは、企業としての評価額が10億ドル以上かつ非上場のベンチャー企業を指す。

⁵⁾「衆創空間」(ソーシャル・イノベーション・プラットフォーム)とは、コワーキングスペースの提供など、大衆創業・革新の初期段階の活動を支えるためのインキュベーター機構を指す。

成部分でもあり、近年、設立ブームが起きている。2016年末時点、科学技術部が3回にわたって認定した国家級「衆創空間」は1,337社となり、全国における「衆創空間」は今後4,000社を超える見込みである。様々な「衆創空間」には数多くの共有経済のイノベーション・創業者が集い合わせている。

Ⅱ. 分野別の共有経済の発展状況

2016年の共有経済市場は活況を呈しており、新業態や新モデルが次々と出現し、サービス分野が拡大しつつあり、うち情報提供、ネットライブ中継、自転車のライドシェアは爆発的に成長し、いわゆる「成長元年」を迎えている。

交通

2016年、交通分野の共有経済市場の取引額は前年比104%増の2,038億元、融資額は同124%増の700億元、参加者は同40%増の3.5億人となった。このうち、「網約車」(オンライン配車)の運転手は前年比350万人増の1,800万人となった。

2016年7月、「ネット予約タクシー経営サービス管理暫定弁法」が打ち出され、ネット予約による配車サービスを合法と認めた。2016年11月以降、各地で車、運転手、運営管理などに対する実施細則が相次いで打ち出され、2016年末時点、全国36の省都および副省級以上の都市のうち、34都市は実施細則を公布したが、規制緩和の程度が異なっている。

2016年下半期から、北京や上海など大都市を中心にカラフルな「ライドシェア自転車」を街で見かけるようになり、急速に普及して市民の新たな交通手段となった。貸出・返却用の場所が固定されず、どこでも乗り捨て可能な自転車ライドシェアは、事前手続きが必要で、定められた場所でしか利用開始・利用終了できない従来の公共自転車の問題を解決し、都市部の「ラストワンマイル」の移動需要を満たし、全国の一部大都市において爆発的に広まっている。2016年末時点、市場シェアが大きい「ofo」と「摩拜」(mobike)のほか、「優拜」、「小鳴」、「小藍」、「騎鳴」など20社前後が参入しており、利用登録したユーザーは約2,000万人、1日当たりの利用件数は100万件を超えていると試算される。

また、レンタカー、バス、電気自動車、駐車スペースなど細分化した分野においても共有経済が急成長している。近年、シェアバス(一定以上の人数が集まった場合、自分の希望する通勤ルートでバスが運転される)は公共交通機関がまだ発達していない都市近郊のハイテク区や科学技術園で急速に普及しており、「接我巴士」、「小豬巴士」は現在、20都市をカバーし、2,000路線が開通し、利用者は100万人を突破している。レンタカーにはC2C(一般人から一般人への貸与)とB2C(業者から一般人への貸与)モデルが含まれており、代表例として「PP租車」、「一嗨租車」、「途歌」などが挙げられる。

知識・技能

消費の高度化、有料利用意識の向上、需給主体の育成により、知識・技能の共有は無料情報、サービスのクラウドソーシング、MOOC(大規模公開オンライン講座)教育から、「知識の有料化(有料による知識の共有)」へと発展してきた。知識・技能の共有経済市場は初期段階の規模を有するようになり、伸び率が高くなっている。2016年の知識・技能分野の市場取引額は前年比205%増の610億元、利用者数は約3億人となった。4月に「問咖」、「値乎」、5月に「分答」、「知乎Live」、6月に「李翔商業内参」、「喜馬拉雅FM」の「好好説話」といったように、ほぼ毎月、有料による知識共有のプラットフォームが続出し、共有される「知識」の種類と経営モデルが多様化している。

また、ネットライブ中継も急成長しており、2016年末時点のネットライブ中継プラットフォーム数は200社、市場取引規模は350億元、利用者数は2億人となった。ゲーム、エンターテインメント、体育など様々なコンテンツが含まれており、「YY」、「斗魚」、「映客直播」、「花椒直播」といった大手プラットフォームが現れた。

住宅

2016年の住宅共有市場⁶の取引額は前年比131%増の243億元となり、主な住宅共有プラットフォームの住宅利用件数は190万件以上、利用者数は3,500万人となった。「80後」(1980年代生まれ)、「90後」(1990年代生まれ)の若年層が住宅共有市場の最大の消費者グループである。運営地域からみると、一線都市や東部地域における住宅供給および利用者数がいずれも全体の60%以上を占めている。プラットフォーム各社は信用安全保障体系の構築に力を入れており、情報確認、オンライン取引、チェックイン、安全保険、信用記録、双方評価などを含むすべてのプロセスをカバーするようになっている。

生活サービス

生活サービスの共有は飲食業、家事サービス業、美容業、宅配サービス、自動車アフターマーケットなどの分野に集中している。2016年の生活サービス分野における共有経済取引額は前年比101%増の7,233億元となり、サービス提供者は2,000万人、利用者は5億人を超えている。近年、一部の細分化分野で大きな合併案件が行われており、その代表例として、宅配サービスの「京東到家」と「達達」、地場広告サイトの「58同城」と「赶集網」、口コミサイトの「美团網」と「大衆点評」の合併が挙げられる。生活サービスの共有は人々のライフスタイルを大きく変え、ますます多くの人が共有方式によって高効率で便利なデジタル化された生活を享受するようになった。

Ⅲ. 課題と展望

発展の難点

① 政策策定

近年、政府が打ち出した政策文書は共有経済を発展させる方針を示したものの、一部の部・委員会や地域が打ち出した具体的な政策をみれば、規範化するものが多かった一方、奨励するものは少なかった。「網約車」管理細則を例にすると、多くの都市は自動車の基準、運転手の戸籍、プラットフォームの条件、申請手続き、保険加入要件などから規制を行った。共有経済という新業態に対する認識不足、イノベーション発展と「依法行政(法による行政)」の矛盾、既成の利益分配体制に対する影響などが原因であると考えられる。

共有経済はネット経済であり、地域・業界を跨ぐ特徴を有しているため、既存の法令法規は共有経済の発展需要に適応できなくなっている。プラットフォーム企業の性質、業界、労使関係、税収などに関して明確な規定が欠如する中、現在の不合理な法令法規を改正しないと、大量の共有経済活動はグレーゾーンに位置することとなり、「違法」の疑いで業務が停止される恐れがある。

② データ公開

共有経済はデータを駆使した経済であり、交通、住宅、生活サービスなど多くの分野において、取引双方の身分や信用認証の必要があるため、公共データのサポートが必要である。一方、個人信用の関連データは政府部門や公共機関が管理しており、取得チャネルが少なく、コストが高いことから、監督管理に不利であり、公共データや政府部門間の情報資源の公開・共有化が迫られている。

③ 統計観測

現在の統計体系では共有経済の発展規模、水準、スピードおよび経済成長や就業に対する実際の影響を確定しにくいいため、共有経済の発展に対する判断および関係部門の政策策定に悪影響を及ぼしているといえる。共有経済に適応した業界分類体系や統計指標体系も欠如しており、共有経済の経済成長に対する寄与率が計算できないのは共有経済の統計観測体系に存在する問題点である。

発展動向

① 高成長維持の見込み

⁶ この「住宅共有市場」には、旅行やビジネスで利用するような短期賃貸と住宅として利用するような長期賃貸の二つが含まれる。

地方政府は共有経済の戦略的地位に対する認識が深化しており、江西、浙江、海南、河南などの省は第13次5ヶ年計画で共有経済の発展を支援する方針を示した。重慶市は「共有経済の育成と発展に関する意見」を打ち出し、生産設備、科学研究機器、人材、知識・技能、教育資源の共有といった5大プロジェクトを発表し、2020年までに全国先頭に立つ共有経済の先進地域となる目標を掲げた。2017年1月、国務院弁公庁は「創新管理とサービス最適化により経済発展の新たな原動力を育成し、新旧原動力の転換を加速することに関する意見」を公布し、「共有経済、情報経済、バイオ経済、グリーン経済、「創意(クリエイティブ)経済」、スマート製造経済などの新興経済業態はしだいに新たな成長エンジンになる」という見通しを示した。今後、より多くの部門と地方で共有経済の発展を加速する特別文書が打ち出されると見込まれる。

今後数年間、共有経済の年平均伸び率は40%前後で推移し、2020年までに共有経済の取引規模が国内総生産(GDP)の10%以上、2025年までに20%前後を占めるようになり、今後10年間、中国の共有経済分野において、5~10社の大規模なプラットフォーム型企業が誕生する見込みである。

② 実体経済との融合

中国は経済構造転換・高度化および新旧原動力転換の重要な段階にあり、共有経済モデルを利用して老朽化した生産能力を淘汰し、有効な供給を拡大し、伝統的な産業をハイエンドなものへと高度化させる需要が高まっている。今後数年間、製品、空間、資金、知識、技能、労務、生産能力などの分野においてより多くのプラットフォーム型企業が現れ、共有経済と実体企業の融合は技術、産業、データ、生産・消費、バーチャル・リアルなど多くの面に現れると見込まれ、この中でも、製造業とインターネットの融合的発展は重要な分野となり、製造能力の共有という製造業分野における共有経済は大きな成長を迎えると見込まれる。

③ 就業モデルの革新

2020年までに共有経済分野のサービス提供者は1億人を突破し、うち専門の共有経済参加者は2,000万人に達する見込みである。共有経済の発展は経済成長鈍化や技術進歩による就業圧力を緩和し、大量の弾力的な就業ポストを増加させ、次世代技術の産業革命における構造的失業問題を解決すると思われる。労働雇用関係から労務契約関係へ、雇用式就業から起業式就業へ、「会社+社員」から「プラットフォーム+個人」へといった変化により、共有経済は仕事と就業を再定義し、社会組織を再構築し、自由かつ弾力的な新型就業モデルを形成していくと見込まれる。

④ 国際化の加速

共有経済は開放型経済であり、「WiFi 万能钥匙」(個人WiFiネットワークの共有)、「住百家」(国内観光者向けの域外民泊仲介サイト)など一部の企業は最初からグローバル化を目指し、国際化を展開し始めた。これに続いて、「滴滴出行」、「小猪短租」(短期賃貸)、「名医主刀」(医療)などの共有経済企業も国際的な展開を加速している。次世代技術産業の発展に直面する中、巨大な市場、インターネットユーザー大国としての優位性や経済転換の需要といった優位性によって、中国の共有経済企業は模倣からイノベーションへ、中国国内での展開からグローバル化への転身が加速すると見込まれる。

従来型の経済活動に比べ、共有経済は「三低三高」(低コスト、低ハードル、低汚染;高効率、高体験、高信頼)という優位性を有している。経済成長率が鈍化する中、共有経済は中国に重要なチャンスを与え、新たな発展理念の徹底、経済成長原動力の育成、就業機会の創出、供給側構造改革の推進、「大衆創業、万衆創新」の支援には重要な意義があるとみられる。

共有経済の市場規模が急拡大する中、政府としては、監督管理方式の革新、イノベーションの奨励、就業や社会保障制度の整備、信用体系の構築などが、共有経済企業としては、ユーザー体験やサービスの質の向上、従来型の企業との連携が、利用者としてはマナーの向上など各方面が交流しながら協力して共有経済の健全な発展に取り組んでいく必要があると思われる。

三菱東京UFJ銀行(中国) 中国投資銀行部
中国調査室 孫元捷

君合の中国法コラム

上海市による多国籍企業の地域本部設立奨励に関する規定」の改訂

上海市人民政府は2017年1月27日付で、「上海市による多国籍企業の地域本部設立奨励に関する規定」(滬府発[2017]9号、以下「2017年版規定」という)を公布した。2017年版規定は2月1日より施行され、有効期限は5年間としている。2017年版規定は2011年の「上海市による多国籍企業の地域本部設立奨励に関する規定」(以下「2011年版規定」という)を改訂したもので、企業本部の経済発展環境の改善を図っている。本稿では、改訂の主要ポイント及び企業へのインパクトにつき解説する。

I. 適用対象企業に関する改訂ポイント

今回の改訂では、多国籍企業本部の定義範囲が拡大され、「地域本部」と「本部型機構」に分けられ、また地域本部の認定条件等が緩和された。

	定義	認定条件	ポイント
多国籍企業地域本部	海外で登録された親会社が出資または授権の形を通じて上海市に設立した、一カ国以上の区域内に所在する企業に対し、管理及びサービスに係る職能を履行する唯一の本部機関のことを指す。	<ul style="list-style-type: none"> ①親会社の資産総額が4億ドルを下回らない。サービス業の企業による地域本部の設立の場合、親会社の資産総額が3億ドルを下回らない。 ②親会社の中国国内における払込済み登録資本が累計1000万ドルを下回らず、また親会社に授権され、管理している中国内外の企業数が3社を下回らない。もしくは親会社に授権され、管理している中国国内の企業数が6社を下回らない。前述条件を基本的に満たし、所在地の地域経済発展に突出した貢献をしている場合、事情により考慮する。 ③登録資本が200万ドルを下回らない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「親会社のいくつかの機能(経営方針決定、資金管理、仕入等)を担う外商独資企業または支店」を「本部型機構」として定義することにより地域本部の優遇政策を享受できる企業の範囲を拡大する。 ・これまでは地域本部としての認定を与えるのは投資性公司、管理性公司に限定していたが、2017年版規定では初めて「本部型機構」の定義を追加することによって、貿易型、生産型、コンサルティング型外商独資会社等も左記の認定条件に合致すれば、申請可能となる。
多国籍企業地域本部型機構	多国籍企業地域本部の基準には満たないが、海外で登記された親会社から一カ国以上の区域内における経営方針決定、資金管理、仕入、販売、物流、決算、研究開発、研修などのサポートサービスのうち幾つかの権限が与えられている外商独資企業(支店も含む)のことを指す。	<ul style="list-style-type: none"> ①親会社の資産総額が2億ドルを下回らず、中国国内において2社以上の外商投資企業を出資・設立しており、かつそのうち1社以上が上海に登録されている。 ②登録資本が200万ドルを下回らない。支店の形で設立された場合、親会社から支給された運営資金が200万ドルを下回らない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年版規定では地域本部の経営範囲に関する表現を削除した。今後、より多くの業務内容を認められることが期待される。

II. 優遇策に関する改訂ポイント

内容	2017年版規定の改訂ポイント
資金管理	<p>2017年版規定には下記の内容を追加している:</p> <ul style="list-style-type: none"> ①クロスボーダー人民元業務の展開を奨励する。 ②非貿易項目下の外貨支払手続きを簡略化する。 ③自由貿易区に設立された地域本部、本部型機構はクロスボーダー双方向人民元プーリング、及び經常項目におけるクロスボーダー人民元集中受払業務を行うことができる。
出入国 手続き	<p>2017年版規定には下記の内容が追加されている:</p> <ul style="list-style-type: none"> ①条件を満たす地域本部の中国籍スタッフはAPEC 商務旅行カードを申請することができる。 ②出入国検査検疫部門は地域本部、本部型機構の法定代表及び本部機能に係る上級管理職の健康証明を簡便化する。
区政府の サポート	<p>2017年版規定においてはじめて、上海市各区政府が所在区の実際の状況に合わせて地域本部、本部型機構の発展に有益なビジネス環境を構築するための政策を制定することを認めた。今後各区の動きを見守っていく必要がある。</p>

2017年版規定は上海市政府が「国務院の対外開放を拡大し、積極的に外資を利用する措置に関する通知」(国発[2017]5号)を徹底するための重要な規定である。なお、2017年版規定の実施により、2011年版規定の優遇政策に関する細則(例えば2012年の「『多国籍企業による地域本部設立を奨励することに関する規定』の実施意見」)も同時に廃止されたため、今後2017年版規定の優遇政策に関する細則の公布が待たれる。

馬軍 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は中国、海外に事務所を持つ中国最大級の事務所で、国際法律連盟(ILASA)より6年連続で中国のベスト弁護士事務所金賞に選ばれている。馬軍弁護士は、早稲田大学法学研究院にて法学修士を取得後、日本の法律事務所勤務を経て2015年4月から君合律師事務所パートナーに就任。外商投資、M&A、再編撤退、労務管理の分野に強い。



当資料は情報提供のみを目的として、君合律師事務所によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

BTMU の中国調査レポート(2017年3月)

- 経済見通し(2017年2月)

<http://www.bk.mufg.jp/report/ecolook2017/index.htm>

経済調査室

- BTMU 中国月報第133号(2017年2月)

<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0izf7dnq78nH81709e5clid0izf7fnp2ao>

国際業務部

- BTMU CHINA WEEKLY 2017/3/8

<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0j023niv6g9H9952ce02Iid0j023q1s6vx>

国際業務部

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全て顧客御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大廈4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214